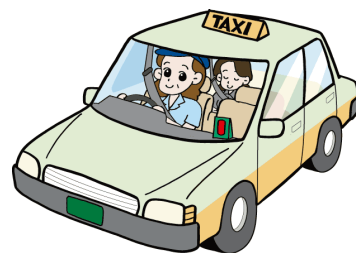


坂本区、与川内区の皆様へ

タクシー運賃助成のお知らせ

(勝浦町路線バス運行廃止区間移動支援助成事業)
令和2年12月1日から始まります。



1. 助成対象

坂本区、与川内区の自動車運転ができない方が、徳島バス運行廃止区間(黄檗上停留所から横瀬西停留所まで)を通行してお買い物、病院、金融機関、高校通学等のために協力タクシー業者(横瀬観光)を利用した場合に運賃の一部を助成します。

2. 助成内容、方法

(1) 対象者

勝浦町に住民登録し坂本区、与川内区に現に居住し自動車の運転ができない方を対象にしています。

(2) 助成額

タクシー乗降場所に近い旧停留所から横瀬西停留所までを上限として算定した助成額のタクシーチケットをお渡しします。

タクシーチケット1枚の助成額は、主要停留別に次の6種類になります。

助成額は、510円、590円、820円、1,080円、1,530円、1,690円の6種類です。

(3) 申請方法

申請する方は、勝浦町役場総務防災課へ印鑑をお持ちいただき、申請書に住所、氏名、タクシーを利用する乗降場所に近い主要停留所名を記入し押印して提出をしてください。

(4) 申請期間

申請期間は、2か月になりますので、継続の場合は、再度申請が必要になります。

(5) タクシーチケットの交付

申請内容が助成対象であるかの確認をしてタクシーチケットを交付します。

(6) タクシーチケット使用方法

協力タクシー会社(横瀬観光)へ電話予約をして、タクシーチケットを使用することを伝えてください。タクシーを利用し降車時にタクシー運賃未満の助成額のタクシーチケットを1枚渡してください。自己負担として、運賃から助成額を差し引いた金額をタクシー運転手へお支払いください。

(6) 使用時の注意点

① 使用できるタクシー業者

タクシーチケットは、協力タクシー業者(横瀬観光)だけでの使用になりますので、他のタクシー会社では使用することはできません。

② 使用できる乗車区間

タクシーチケットを使用できる区間は、タクシーに乗る場所又は降りる場所が坂本区、与川内区内である場合だけになります。

○ 使用できる乗車例

- ・坂本の内谷橋からタクシーに乗り、勝浦病院で降りた場合
(乗る場所が坂本区であるので使用可)
- ・勝浦町役場からタクシーに乗り、市ノ江中央橋で降りた場合
(降りた場所が与川内区であるので使用可)
- ・与川内の自宅からタクシーに乗り、坂本の親の家で降りた場合
(乗る場所も降りた場所も与川内区と坂本区で使用可)

× 使用できない乗車例

- ・勝浦病院から乗車し小松島市内の病院で降りた場合
(乗る場所も降りた場所も坂本区、与川内区以外で使用不可)
- ・道の駅ひなの里から乗車し横瀬商店街で降りた場合
(乗る場所も降りた場所も坂本区、与川内区以外で使用不可)

③ 有効期限日を過ぎた場合は使用できません。

交付したタクシーチケットには、有効期限の日を記載しています。有効期限を過ぎたタクシーチケットは使用できません。

④ 同居している方が同時に複数人で乗車する場合は1枚だけの使用になります。

⑤ 勝浦町高齢者移動支援助成事業のタクシーチケットを同時に使用できません。

3. 事業実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

※当面の措置として実施します。

4. お問い合わせ先

勝浦町 総務防災課 ☎ NTT 0885 (42) 2511
IP 050-3438-7148

(参考の使用例)

注意点：横瀬西停留所から下の乗車運賃は自己負担になります。

例① 旧黄檗上停留所で乗車し横瀬西停留所で降車する。

タクシー運賃は、	1,860円
タクシーチケット助成額	1,690円
本人負担支払額	170円

例② 勝浦町役場前停留所から乗車し旧久保の内停留所で降車する。

タクシー運賃は、	1,860円
タクシーチケット助成額	1,080円
本人負担支払額	780円

※ 役場前定停留所から横瀬西停留所までは助成対象にならないので、本人負担支払額は高くなります。

例③ 旧与河内停留所から乗車し旧旭橋停留所で降車する。

タクシー運賃は、	580円
タクシーチケット助成額	510円
本人負担支払額	70円

